

災害時における農業集落排水の汚水等移送に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市環境保全協同組合（以下「乙」という。）は、「千葉市地域防災計画」で定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合における農業集落排水の汚水等移送業務（以下「汚水等移送業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において農業集落排水施設の被災等から市民生活に影響を及ぼすおそれのある滞留している汚水等を円滑に移送するため、甲、乙間における汚水等移送業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、汚水等移送業務の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、汚水等移送業務に必要な人員、車両等を出動させ、甲が実施する汚水等移送業務に協力するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けた場合に速やかに汚水等移送業務を実施するため、乙の組合員で、千葉市の浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業の許可のある業者を割り当て、速やかに協力体制を整備するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、第2条第1項の規定により、乙に協力を要請しようとするときは、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で次の各号に掲げる事項を通知して行うことができるものとする。

- (1) 移送場所
- (2) 車両規模及び台数
- (3) 移送日時
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 甲は、口頭又は電話等で要請を行った場合には、事後、速やかに協力要請書（様式第1号）を提出するものとする。

3 乙は、甲から協力要請があったときは、汚水等移送業務を実施する者（以下「実施業者」という。）に第1項各号に掲げる事項を連絡するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、甲から第2条第1項の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、実施業者を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、実施業者に汚水等移送業務を実施させるものとする。

（実施の報告）

第6条 乙は、甲より要請された汚水等移送業務を完了したときは、遅滞なくその結果を完了報告書（様式第2号）（以下「報告書」という）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

(事故の報告)

第7条 乙は、第5条の規定による汚水等移送業務の実施にあたり、実施業者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、事故報告書(様式第3号)により速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第8条 実施業者が第5条の規定による汚水等移送業務の実施にあたり、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合において、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、乙の組合員が加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の補償給付によるものとする。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第9条 乙は、実施業者が第5条の規定による汚水等移送業務の実施にあたり、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(費用の負担)

第10条 乙が第5条の規定による汚水等移送業務の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定終了の申し出がない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月26日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人

乙 千葉市緑区誉田町3丁目78番地
千葉市環境保全協同組合
代表理事 大野 光政